

大館市適正入札・契約推進委員会

令和元年度 第2回定例会議事録（概要）

■日 時：令和元年12月24日（火）午後1時30分～2時30分

■場 所：大館市役所3階（第1委員会室）

■出席委員：佐藤 英夫（委員長／税理士）

伊藤 治兵衛（弁護士）

佐藤 昭男（学識経験者）

斉藤 留美子（関係業界代表／建築士）

名村 伸一（内部委員／大館市副市長）

北林 武彦（内部委員／大館市総務部長）

■ はじめに（略）

1. 開会

委員長： 本日は、大館市適正入札・契約推進委員会の令和元年度第2回目の定例会を招集いたしましたところ、皆様のご出席をいただき感謝申し上げます。

それでは、これから要綱第5条に基づく定例会議を開催します。

本日の委員の出席状況について、事務局から報告を求めます。

事務局： 本日は、委員6名 全員の出席を頂いておりますので、過半数に達していることを報告します。

委員長： ただいま事務局から報告のありましたとおり、委員定数6名全員の委員が出席されており、過半数に達しておりますので、要綱第5条第3項の規定により会議を開会いたします。

なお、本日の会議は、要綱第2条及び第5条に規定する定例会議であります。

2. 公開の可否について

委員長： 定例会議につきましては、要綱第5条第6項に「原則的に公開とする」とありますが、本日の定例会について公開とするか否か、委員の皆様のご意見を伺います。

（公開することについて、反対意見なし）

委員長： 特段、異議がないようですので、本日の定例会を「公開」と決定します。なお、委員各

位の自由な討論を保障するために必要な場合は、傍聴者にご遠慮願うこともありますので、あらかじめお断りいたします。また、定例会の内容については、インターネットを通じて、会議の概要を公表しますのでご承知置き願います。

3. 審査

■① 入札・契約の運用状況について

委員長： それではこれから審議に入ります。初めに、要綱第2条第1号に規定する「市の発注に係る入札・契約の運用状況」について事務局より報告を受けます。

事務局： それでは、お手元の「資料1」1ページの「業種別入札方式別発注総括表」をもとに、令和元年度上半期の状況についてご説明いたします。

まず、業種別としては、「建設工事」、「測量及び建設コンサルタント等業務」、「物品調達」、そして「役務提供」の4つに分類しております。

次に、この4分類を更に入札方式別に区分しております。

●「建設工事」及び「測量及び建設コンサルタント等業務」については、4方式

※ 昨年度から「建設工事」及び「測量及び建設コンサルタント等業務」に電子入札導入に伴い

◎ 条件付き一般競争入札 ◎ 公募型指名競争入札

◎ 通常指名競争入札 ◎ 随意契約

●「物品調達」及び「役務提供」では、条件付き一般競争入札を除く3方式

◎ 公募型指名競争入札 ◎ 通常指名競争入札

◎ 随意契約

に分類しております。

なお、随意契約については、250万円を超える契約のみを掲載しております。

また、「物品調達」及び「役務提供」の単価契約については、普通契約と分けて掲載しております。

【資料1】の2ページ欄外に落札率について注釈を記載しておりますが、普通契約の落札率は契約金額の合計を予定価格の合計で除した全体落札率とし、単価契約の落札率は落札率の合計を落札件数で除した平均落札率としております。

それでは【資料1】の総括表に基づき、令和元年度上半期の状況をご説明いたします。説明時の金額は、端数を切り捨てた数字とさせていただきます。

■ 最初に建設工事ですが、条件付き一般競争入札は10回執行され、案件数は126件で、うち122件が落札され、契約金額は22億5,300万円でした。不調の4件は参加者が無かったものが3件、もう1件は参加者全者が辞退したことによります。

公募型指名競争入札は、病院分1件のみで、契約金額は1,000万円となっております。

通常指名競争入札は、緊急を要した発注1件のみで、契約金額は2,200万円となっております。

ます。

随意契約は19件、16億5,200万円で、前年度に比べて件数、契約額とも増加しております。

建設工事全体では、前年度に比べて件数で1件減少しましたが、契約金額では7億9,900万円増加し、39億3,800万円となりました。

増加の主な要因としては、川口地区などの公共下水道工事、老朽化した水道施設の更新工事、大館工業団地の環境整備工事など、インフラ整備事業が続いたことによるものです。

なお、建設工事全体の落札率については、前年同期比0.1ポイント増加し、98.4%となっております。

- 次に、測量及び建設コンサルタント等業務についてですが、トータルでは前年同期比で、件数は14件減少の31件、契約金額では6,200万円減少し1億6,100万円と大幅な減少となりました。これは前年度に土木関係コンサルタント業務の発注が多かったことによります。

落札率は、3.9ポイント減少し88.0%となっております。

- 物品調達では、発注件数は前年度とほぼ同数の114件、契約金額はほぼ同じ5億5,200万円となっております。

落札率については、普通契約で1.4ポイント減少し92.2%、単価契約では3.3ポイント増加し89.2%となっております。

- 次に、【資料1】の2ページになりますが、役務提供については、トータルで、件数は5件減少し232件、契約金額では7,600万円減少し18億2,300万円となっております。

大型契約としては、比内学校給食センターの調理配送業務(5か年契約)や小学校教育用コンピュータ賃貸借(5か年契約)などの長期契約、総合病院の医事業務、医事システム保守管理業務などが挙げられます。

落札率については、普通契約で2.0ポイント増加し98.6%、単価契約では7.8ポイント減少の81.3%となっております。

以上により、令和元年度上半期の総件数は520件で、前年同期比17件の減少となっております。

また、単価契約を除く契約金額の総合計は、64億7,500万円で、6億6,000万円の増加となりました。なお、総トータルの落札率については、普通契約で97.6%で、前年同期比0.6ポイント増加、単価契約では85.2%と、2.3ポイント減少しております。

令和元年度上半期の入札・契約の運用状況について、説明は以上です。

なお、この総括表に記載されているもの全ての詳細な状況につきましては、お手元の【資料2】「業種別入札方式別発注一覧表」に記載しておりますのでご参照ください。

委員長： ただいま説明がありました「市の発注に係る入札・契約の運用状況の報告」について、何かご質問、ご意見はございますか。

委員 A： 【資料 2】15 頁の随契理由、第 6 号の「入札に付することが不利と認められるとき」と記載がありますが、この件に該当するのが 6 番：山館川河川浚渫工事と 8 番：大館地区老朽管更新工事（字桂城ほか地内）追加工事、16 番：市道大館釈迦内線道路補修工事（板子石工区）の 3 件が第 6 号の理由となっているが、どのような不利になるのか教えて下さい。

事務局： 6 番の山館川河川浚渫工事については、浚渫土砂運搬経路が 1 箇所しかないため、搬出車両は県発注の圃場整備工事の区間を通行しなければならず、2 工事間で工程の調整が必要であるため、圃場整備工事を施工している A 社と契約することで、工事間の調整が円滑に進み、工期の短縮や仮設工事等の費用も節減できるため随意契約しております。

8 番の大館地区老朽管更新工事（字桂城ほか地内）追加工事は、既に同地内で発注されている老朽管更新工事を施工している、B 社と契約することで同一区域で併行して進められている国発注の共同溝設置工事との工程調整や、工期の短縮等が図られるため随意契約しております。

16 番の市道大館釈迦内線道路補修工事（板子石工区）も同じく、既に下水道課で発注されている、大館市公共下水路面復旧工事（その 1）と同一路線であるため、施工している C 社と契約することで、工事が円滑に進み工事経費も節減できるため随意契約したものです。

委員 A： はい、分かりました。

結局、不利と認められるという事の内容は、入札しないで随意契約した方が経費的に低減されるという理由で第 6 号になったという事ですね。

事務局： はい、そうです。

委員 A： 【資料 2】20 頁の 1 番：建築コンサルと 2 番：土木コンサルの随契理由が第 2 号の「性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」となっていますが、どのように適しなかったのか教えて下さい。

事務局： 1 番の卸売市場の耐震補強工事実施設計業務は、昨年度に耐震診断業務を公募型指名競争入札で D 社が落札しており、耐震診断を受注している業者と継続した方が、再解析等の費用の削減や業務期間の短縮も可能なことから随意契約しております。

これまでも耐震改修をした学校等についても耐震診断業務を落札した業者と継続して実設計を随意契約するというのが一般的な流れとなっております。

2 番の山田地区ほか農業集落排水施設機能診断調査業務ですが、この業務は管路施設や中継ポンプなどの機能診断をする調査業務であります。この処理施設の実設計を、秋田

県土地改良事業団体連合会が受注しており、対象施設を熟知していることと、県内の業者の中で唯一、農業集落排水施設の設計に係る技術者を有しているという事から、この1者と随意契約したものです。

委員A： はい、分かりました。

委員B： 建設工事の工事種別で、一般土木AやBの記載は何を意味しているのですか。

事務局： 以前は、土木一式としておましたが、県に合わせて一般土木としました。A、B、Cについては各業種の格付けです。

委員B： 格付けですか。はい、分かりました。

委員C： ちなみに格付けごとの発注は、何を目安にしているのですか。

事務局： 工種ごとに金額が違いますが、予定価格で区分しております。一般土木工事の場合は、2千5百万以上はA級、未満はB級・C級とか。

委員C： 建設工事の条件付き一般競争入札で、参加業者数が1者の件数が多いのは何故ですか。

事務局： 電子入札導入前は、入札参加申込みが1者の場合は入札を取止めとしておましたが、電子入札を導入したことにより、何者が入札に参加しているか分からない状況であるため、1者でも入札が成立しております。

委員C： 公募途中で何者参加しているのか分からない状況ですか。

事務局： 電子入札を導入したことにより、入札当日に開札するまで分からない状況です。

委員B： その関係で、落札率が上がった可能性はありますか。

事務局： 詳しく検証しておりませんが、上がった可能性はあります。

委員B： 参加している1者が、予定価格より数百円下げても落札する場合がありますからね。

事務局： そのような場合もあると思います。

委員C： 電子入札2年目ですが、何か運営上の支障等がありますか。

事務局： 運営上の支障は今のところ特にありませんが、建設業協会のアンケートによると、市役所に何度も行かなくて良いという事で評判が良かったと聞いております。

事務局： ただ業者からの評判は良いが、市側では、システムの操作がまだ不慣れなせいか紙入札の時と同じような手間がかかるため、時間短縮となっていないのが現状です。

委員C： ある業者から入札に参加したつもりが入っていなかった、という事例があったと聞いているが、業者の方もまだ慣れてない状況ですか。

事務局： 事前に日時を公表しているが、定期的にシステムのメンテナンスが入るため、これを忘れてメンテナンス関連で入札出来なかったという事例が、1件ありました。

委員C： 【資料2】役務提供の随意契約で47頁の一般廃棄物収集運搬業務（〇〇地域）と48頁の地域包括支援センター運営業務（〇〇〇）などの随契理由が第2号となっておりますが、その理由を教えてください。

事務局： 47頁の一般廃棄物収集運搬業務については、各地域ごとに業者が固定となっている状況です。この業務は廃棄物処分の運搬許可が必要であり、収集車や人員確保も必要なため継続的・長期的にやっけないと業務的に厳しいという事から、この理由となっております。

48頁の地域包括支援センター運営業務ですが、各中学校区に1箇所設置するよう国のガイドラインに示されております。この業務は国の補助事業で、補助単価が配置すべき職種等によって定められ、補助単価掛ける人数で金額を算定し、委託料はその補助金の基準額しか支払われない事から、この理由となっております。

委員C： 49頁の34番：第1層協議体設置運営業務や35番：第2層協議体設置運営業務の、第1層、第2層とは何を意味しているのですか。

事務局： 高齢者福祉事業の一環で、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、地域で支え合うための仕組みづくりで、市全域の課題を担うのが第1層協議体、日常生活圏域での課題等を担うのが第2層協議体です。それらは定期的に情報共有の協議をし、それぞれの生活支援コーディネーターを介して互いに補完し、協議体の強化を図っているものです。

委員C： はい、分かりました。

委員C： 同じ頁の38番：田代診療所業務とありますが、まだ業務してるのですか。

事務局： 診療所は、今年度いっぱいの3月31日で閉鎖しますが、閉鎖後2～3か月は、清算業務があります。閉鎖後の引き受け施設は、田代地域に近い西大館病院をメインに紹介する形で現在調整中です。

委員 C： はい、分かりました。

委員長： 他にご質問、ご意見ございませんか。
無ければ次の事案に移りたいと思います。

■② 抽出事案について

委員長： それでは、次の審議事項に移ります。本委員会要綱第 2 条第 2 号の規程により、「市の締結した契約のうち、委員会が抽出したのに関し、参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等について」の審議を行います。

要綱第 6 条の規程により、この抽出は「抽出委員」に委任し、あらかじめ選んでおります。要綱の運営要領第 3 第 2 項の規程により、事務局の説明に先立ち、抽出委員から「抽出結果」の報告及び確認をお願いします。

抽出委員： それでは、審議に入る前に抽出結果について報告しますので、ご確認をお願いいたします。【資料 3】をご覧ください。【建設工事】および【測量及び建設コンサルタント等業務】につきましては、昨年度から導入した電子入札による「条件付き一般競争入札」の案件から抽出いたしました。【物品調達】と【役務提供】につきましては、公募型指名競争入札の案件から抽出しております。

1. 条件付き一般競争入札

(1) 建設工事 【長根山地内連絡管布設工事】

市長事務局が発注した 122 件の中から、予定価格の最も高い案件を選びました。

(2) 測量及び建設コンサルタント等業務 【大館市公共下水道真中地区詳細設計業務】

上半期に発注した 28 件の中から、予定価格の最も高い案件を選びました。

2. 公募型指名競争入札

(1) 物品調達 【災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）】

市長事務局において上半期に発注した普通契約 44 件の中から、予定価格の最も高い案件を選びました。

(2) 役務提供 【大館市比内学校給食センター給食調理配送業務】

上半期に発注した普通契約 78 件の中から、予定価格の最も高い案件を選びました。

3. 随意契約

(1) 建設工事 【大館市公共下水道工事（川口・立花工区その 2）】

市長部局が発注した案件のうち、建設工事の中から予定価格の最も高い案件を選びました。

委員長： それでは、抽出の結果について皆様の確認をお願いいたします。

(異論等、特になし)

委員長： 引き続き、事務局から抽出事案について一括して説明を受けます。

事務局： それでは、【資料3】により説明いたします。60頁をお開き願います。

■ 60頁から62頁は、条件付き一般競争入札で発注しました「長根山地内連絡管布設工事」であります。山館浄水場から長根山配水池に通じる連絡管を更新する工事となります。

入札参加資格としては、大館市水道事業（公営企業）が登録する入札参加資格業者名簿の「水道施設A級」に登録があること、「市内に本社・本店等」主たる営業所を有していること、専任の監理技術者として「1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者」を配置、及び現場技術管理者として専門技術講習会等を修了している者を配置できることなどを条件としています。

62頁をご覧ください。この入札には、8者が参加を申込み、電子入札を実施した結果、1者が辞退、残り7者のうち最低入札者が落札者に決定しております。落札率は98.2%となっております。

■ 次は、63頁をご覧ください。測量及び建設コンサルタント等業務からは、同じく条件付き一般競争入札で発注した「大館市公共下水道真中地区詳細設計業務」であります。真中地区の農業集落排水施設に集まる汚水を公共下水道区域へ接続する管きょ設計業務を委託するものです。入札参加資格としては、市の業者登録名簿に「土木関係建設コンサルタント業務」のうち「下水道部門」に登録されていて県内に本社、営業所を有し、この5年以内に公共機関発注の下水道管きょ実施設計業務を元請として完了した実績を有する者としております。また、配置技術者として技術士又はRCCM資格者を配置できることを参加条件としております。

65頁をご覧ください。この入札には、10者が参加を申込み、電子入札を実施した結果、2者が辞退、1者が最低制限価格を下回ったため失格、残り7者のうち最低入札者が落札者に決定しております。落札率は80.3%となっております。

■ 続いて66頁の物品調達「災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）」についてです。

田代分署に配備している水槽付消防ポンプ車の更新のため購入するものです。仕様の詳細は資料に記載のとおりです。入札参加資格は、市の物品調達業者名簿に登録されていて「消防器具・保安標識」を取り扱い品目として登録している者、市内に本社・本店又は支店・営業所等を有していることなどです。この条件で公募したところ、67頁のとおり3者が参加申込をして3者を指名し、入札を執行しました。落札者、落札額は記載のとおりです。落札率は98.6%となっております。

- 次は、68 頁の役務提供「大館市比内学校給食センター給食調理配送業務」であります。令和6年度までの5か年の長期契約となっております。比内地区の小中学校4校の給食を供給する業務です。

入札参加資格として、市の登録名簿において役務提供の「給食調理配送等」として登録されていること、市内に本社又は支店等の営業所を有していること、平成25年4月1日以降に元請として、1日当たり400食以上の給食の調理および配送業務を1年以上継続して実施した経験を有すること、業務管理責任者1名と、給食業務に1年以上の経験を有する調理師を業務責任者および副責任者として専任で配置できることなどを求めています。

70 頁をご覧ください。この条件で公募したところ2者が参加申し、同じく2者を指名して入札が実施されました。落札者、落札額は記載のとおりです。

落札率は99.9%となっております。

- 最後に、71 頁の随意契約の案件です。建設工事案件から下水道課が発注した「大館市公共下水道工事（川口・立花工区その2）」であります。

本案件は、民間事業者の企画力・技術力を活用するねらいでPPP手法（民間連携）による公募型プロポーザル方式を採用して契約したもので、平成29年度に公募を経て審査会により優先交渉者となる提案事業者を選定しております。その後、選定された市内5社による特定建設工事共同企業体と30年度に「大館市公共下水道工事（川口・立花工区その1）」を契約したところ。今回の「その2」は同じ工区を継続して事業を進めるもので、同一の共同企業体と随意契約としております。落札率は98.8%となっております。

抽出案件に関する説明は以上でございます。

委員長： 皆様のご意見を頂戴したいと思います。活発なご意見をお願いいたします。

委員C： 70 頁の配送業務は5年契約で、落札率が99.9%ですね。この入札に参加しているE社は、県内の業者ですか。

事務局： 市内業者です。合併前に田代地域の小中学校3校の給食業務を請け負っていた団体です。

委員C： 田代地区ですね。はい、分かりました。

委員長： ほかに何かご意見、ご質問ございませんか。宜しいでしょうか。
なければ、これで抽出の案件についての審議を終了いたします。

■③ 指名停止等の運用状況について

委員長： それでは、続きまして、要綱第2条第1号及び同運営要領第2の規定に従い、指名停止の運用状況について事務局から報告を受けます。

事務局： それでは、【資料4】により令和元年度上半期の指名停止等の運用状況についてご説明いたします。今年度上半期において、7社7件の指名停止措置を行っております。

■ 初めに73頁に記載されている1番の指名停止についてです。

対象業者は株式会社フソウです。福岡県築上町が発注したし尿処理施設建設工事の入札に関し、入札参加業者間で事後の利益供与を約束した談合に加担したとして当社社員が逮捕されたものです。

この事案は、大館市指名停止要綱第2条の規定による、「競争入札妨害及び談合」に該当するもので、要綱の基準のとおり12か月の指名停止措置を講じたものです。

■ 次に2番の事案についてです。対象業者は株式会社安藤・間です。福岡県の民間工事において、台風の進路にあたることが予測できたにもかかわらず、足場を覆っていたシートを撤去するなどの安全対策を怠ったため、足場が崩落し通行人1名を死亡させたとして、当社使用人が業務上過失致死罪で在宅起訴されたものです。

この事案は、大館市指名停止要綱第2条の規定による、「不正又は不誠実な行為」に該当するものであるとして、要綱の基準のとおり1か月の指名停止措置としたものです。

■ 続いて74頁3番の事案についてです。対象業者はニチレキ株式会社です。当社ほか2社が、平成24年から平成27年までの間、舗装用改質アスファルトの販売価格の低落を防止し利益を確保するため、同業3社と申し合わせて、販売価格を決定するなど、公共の利益に反して、競争を実質的に制限していたため、公正取引委員会から「独占禁止法」第3条（不当な取引制限の禁止）に違反するとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたものです。

この事案は、大館市指名停止要綱第2条の規定による、「独占禁止法違反行為」に該当するもので、違反行為が2年以上に亘ることから14か月の停止措置が基準ですが、課徴金減免制度が適用されたことからその2分の1の7か月の停止措置を講じたものです。

■ 続いて4番の事案です。対象業者は石垣メンテナンス株式会社です。当社ほか3社は、平成26年から平成30年までの間、東京都が発注する6浄水場の排水処理施設運転管理作業の発注に際し、受注価格の低落防止のため、施設ごとに受注予定者を決定し、見積価格を申し合わせるなど、実質的に競争を制限していたとして、独占禁止法に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令がなされたものです。

この事案は、大館市指名停止要綱第2条の規定による、「独占禁止法違反行為」に該当するもので、違反行為が2年以上に亘ることから14か月の停止措置が基準ですが、課徴金減免制度が適用されたことからその2分の1の7か月の指名停止措置を講じたものです。

■ 次に 75 頁 5 番から 7 番は同一事案により 3 者が処分された事案です。対象業者は鹿島道路株式会社、株式会社ガイアート、日本道路株式会社の 3 者です。この 3 社を含む 9 社とその共同企業体が、平成 23 年から平成 27 年までの間、共同してアスファルト合材の販売価格を上げていく目的で、実質的に競争を制限していたとして、独占禁止法違反に当たるとして、公正取引委員会から、鹿島道路㈱、(株)ガイアートを含む 7 社に対して排除措置命令、さらに日本道路㈱を含む 8 社に対しては課徴金納付命令がなされたものです。

この事案は、大館市指名停止要綱第 2 条の規定による、「独占禁止法違反行為」に該当するものとして、14 か月の停止措置を講じたものです。ただし日本道路㈱については課徴金減免制度が適用されたことから 2 分の 1 の 7 か月に減免されております。

以上が令和元年度上半期における指名停止の運用状況であります。

委員長： それでは、ただいまの事務局の説明について、質問を含めて、委員の皆様のご審議をお願いいたします。何か、ご意見ご質問ありますか。

委員長： 何かご意見ございませんか。
なければ次の事案に移ります。

■④ その他

委員長： 引き続き、事務局から「その他」について説明を受けます。

事務局：【資料 5】低入札価格調査

75 頁【資料 5】低入札価格調査制度の事案についてですが、昨年度からこの制度の対象は総合評価落札方式を採用した案件のみとされたところですが、上半期において対象となる案件はございませんでした。

「その他」についての説明は以上でございます。

委員長： 本日の案件については以上でございますが、要綱の運営要領第 2 の第 2 項には、「市が実施している入札・契約制度の状況について報告するものとする」、とありますし、入札・契約制度全般にわたって意見を述べることもできます。

委員の皆さんから何かご意見、ご質問はありますか。

(特に質問・意見等なし)

委員長： なければ、本日の議事につきましては、これをもって終了いたします。
大変、ご苦労様でした。

4. 閉会

事務局： 本日は、お忙しい中、長時間にわたる審査をいただきありがとうございました。入札及び契約につきましては、本日の委員会のご意見を参考に、なお一層の公正性、競争性そして透明性を確保できるよう努めて参ります。

なお、令和元年度下半期分の審査は、来年6月を予定しておりますので、その際は改めてご案内いたしますので、ご出席の程、よろしくお願いいたします。

本日は、大変お疲れさまでした。